

資産管理事務

(1) 公有財産台帳の登載誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																											
吹田高等学校	<p>下記の行政財産の使用許可について、公有財産台帳に登載がされていなかった。また、行政財産使用許可書に記載の種別について、誤っているものがあった。 (注1)</p> <table border="1" data-bbox="439 646 1537 1308"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>許可数量</th> <th>使用目的</th> <th>使用料 (年額)</th> <th>許可期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物</td> <td>14.6㎡</td> <td>給品部</td> <td>34,770円</td> <td>H30.4.1～ H35.3.31</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>電柱1本 支線3本</td> <td>電力の供給</td> <td>3,400円</td> <td>H30.4.1～ H35.3.31</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">建物</td> <td>90.24㎡</td> <td>食堂</td> <td rowspan="2">223,520円</td> <td rowspan="2">H28.4.1～ H33.3.31</td> </tr> <tr> <td>6台</td> <td>自動販売機</td> </tr> <tr> <td>(注1) 誤) 標識 正) 土地</td> <td>1箇所</td> <td>一時避難地 ・ 避難所標識</td> <td>免除</td> <td>H26.4.1～ H31.3.31</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 本件、「一時避難地・避難所標識」は府有地内(地上)に支柱立てにより設置されている標識であることから、種別は「土地」とするのが正しい。</p>	種別	許可数量	使用目的	使用料 (年額)	許可期間	建物	14.6㎡	給品部	34,770円	H30.4.1～ H35.3.31	土地	電柱1本 支線3本	電力の供給	3,400円	H30.4.1～ H35.3.31	建物	90.24㎡	食堂	223,520円	H28.4.1～ H33.3.31	6台	自動販売機	(注1) 誤) 標識 正) 土地	1箇所	一時避難地 ・ 避難所標識	免除	H26.4.1～ H31.3.31	<p>検出事項について、速やかに公有財産台帳に登録するとともに、大阪府公有財産台帳等処理要領等に基づき、適正な事務処理を行われない。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府公有財産規則】 (使用状況の確認) 第31条 部局長等は、その所管する行政財産の使用の許可の内容について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳に登載し、毎年一回、その許可に係る行政財産の使用の状況を実地について調査し、確認しなければならない。</p> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (使用許可又は貸付状況) 第19条 部局長等は、使用許可又は貸付を行ったときは、システムを用いて使用許可又は貸付情報を当該年度に登録するものとする。 2 登録した使用許可又は貸付情報の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。</p> <p>【公有財産台帳等管理システム操作マニュアル】 15.2 使用許可新規登録 ○使用許可の新規登録は、使用許可一覧画面の新規登録から行います。 ①使用許可を行う財産の種別(土地、建物、動産、無体財産権、工作物)を選択</p> </div>	<p>当該検出事項について、公有財産台帳に登録及び修正を行った。 今後は、大阪府公有財産台帳等処理要領等に基づき、適正な事務処理を行っていく。</p>
種別	許可数量	使用目的	使用料 (年額)	許可期間																										
建物	14.6㎡	給品部	34,770円	H30.4.1～ H35.3.31																										
土地	電柱1本 支線3本	電力の供給	3,400円	H30.4.1～ H35.3.31																										
建物	90.24㎡	食堂	223,520円	H28.4.1～ H33.3.31																										
	6台	自動販売機																												
(注1) 誤) 標識 正) 土地	1箇所	一時避難地 ・ 避難所標識	免除	H26.4.1～ H31.3.31																										

監査(検査)実施年月日(委員:平成一年一月一日、事務局:平成30年10月25日)

対象受検機関	検出事項					是正を求める事項	措置の内容							
枚方なぎさ高等学校	1 下記の行政財産の使用許可について、公有財産台帳に登載がされていなかった。					<p>検出事項について、速やかに公有財産台帳に登録するとともに、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【大阪府公有財産規則】 (使用状況の確認) 第31条 部局長等は、その所管する行政財産の使用の許可の内容について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳に登載し、毎年一回、その許可に係る行政財産の使用の状況を実地について調査し、確認しなければならない。</p> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (使用許可又は貸付状況) 第19条 部局長等は、使用許可又は貸付を行ったときは、システムを用いて使用許可又は貸付情報を当該年度に登録するものとする。 2 登録した使用許可又は貸付情報の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。</p>	<p>測量基準点の使用許可について、公有財産台帳への登載を行った。</p> <p>また、学校食堂の年間使用料について、公有財産台帳の修正登録を行った。</p> <p>今後は、大阪府公有財産規則及び大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理を行う。</p>							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>許可数量</th> <th>使用目的</th> <th>使用料(年額)</th> <th>許可期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物</td> <td>0.0625㎡</td> <td>測量基準点の設置</td> <td>免除</td> <td>H30.4.1～H35.3.31</td> </tr> </tbody> </table>	種別	許可数量	使用目的	使用料(年額)			許可期間	建物	0.0625㎡	測量基準点の設置	免除	H30.4.1～H35.3.31	<p>【大阪府公有財産規則】 (使用状況の確認) 第31条 部局長等は、その所管する行政財産の使用の許可の内容について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳に登載し、毎年一回、その許可に係る行政財産の使用の状況を実地について調査し、確認しなければならない。</p> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (使用許可又は貸付状況) 第19条 部局長等は、使用許可又は貸付を行ったときは、システムを用いて使用許可又は貸付情報を当該年度に登録するものとする。 2 登録した使用許可又は貸付情報の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。</p>
	種別	許可数量	使用目的	使用料(年額)	許可期間									
	建物	0.0625㎡	測量基準点の設置	免除	H30.4.1～H35.3.31									
2 下記の行政財産の使用許可に伴う年間使用料について、公有財産台帳の登載誤りがあった。														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>許可数量</th> <th>使用目的</th> <th>使用料(年額)</th> <th>許可期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物</td> <td>106.19㎡ 公衆電話1台 自動販売機4台</td> <td>学校食堂</td> <td>誤) 296,080円 正) 307,570円</td> <td>H28.4.1～H31.3.31</td> </tr> </tbody> </table>	種別	許可数量	使用目的	使用料(年額)	許可期間	建物	106.19㎡ 公衆電話1台 自動販売機4台	学校食堂	誤) 296,080円 正) 307,570円	H28.4.1～H31.3.31	<p>【大阪府公有財産規則】 (使用状況の確認) 第31条 部局長等は、その所管する行政財産の使用の許可の内容について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳に登載し、毎年一回、その許可に係る行政財産の使用の状況を実地について調査し、確認しなければならない。</p> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (使用許可又は貸付状況) 第19条 部局長等は、使用許可又は貸付を行ったときは、システムを用いて使用許可又は貸付情報を当該年度に登録するものとする。 2 登録した使用許可又は貸付情報の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。</p>			
種別	許可数量	使用目的	使用料(年額)	許可期間										
建物	106.19㎡ 公衆電話1台 自動販売機4台	学校食堂	誤) 296,080円 正) 307,570円	H28.4.1～H31.3.31										

監査(検査)実施年月日(委員:平成一年一月一日、事務局:平成30年12月3日)

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																																					
貝塚南高等学校	<p>1 下記の行政財産の使用許可について、公有財産台帳に登録がされていなかった。</p> <table border="1" data-bbox="468 495 1745 1041"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>許可数量</th> <th>使用目的</th> <th>使用料 (年額)</th> <th>許可期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地</td> <td>1本</td> <td>電柱</td> <td>3,700円</td> <td>H29.4.1～H34.3.31</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>1本</td> <td>電話柱</td> <td>1,500円</td> <td>H30.4.1～H35.3.31</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>4台</td> <td>自動販売機</td> <td>71,960円</td> <td>H28.4.1～H33.3.31 変更許可 H28.8.1～H33.3.31</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>82.71㎡</td> <td>食堂</td> <td>151,950円</td> <td>H28.4.1～H33.3.31</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 下記の借用財産について、公有財産台帳に借用登録をしていなかった。</p> <table border="1" data-bbox="468 1188 1774 1493"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>所在地</th> <th>借用数量</th> <th>借用目的</th> <th>借用料 (年額)</th> <th>借用期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地</td> <td>貝塚市橋本684</td> <td>30.28㎡</td> <td>汚水放流管理設</td> <td>48,640円</td> <td>H30.4.1～ H35.3.31</td> </tr> </tbody> </table>	種別	許可数量	使用目的	使用料 (年額)	許可期間	土地	1本	電柱	3,700円	H29.4.1～H34.3.31	土地	1本	電話柱	1,500円	H30.4.1～H35.3.31	建物	4台	自動販売機	71,960円	H28.4.1～H33.3.31 変更許可 H28.8.1～H33.3.31	建物	82.71㎡	食堂	151,950円	H28.4.1～H33.3.31	種別	所在地	借用数量	借用目的	借用料 (年額)	借用期間	土地	貝塚市橋本684	30.28㎡	汚水放流管理設	48,640円	H30.4.1～ H35.3.31	<p>検出事項について、速やかに公有財産台帳に登録するとともに、大阪府公有財産台帳等処理要領等に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【大阪府公有財産規則】 (使用状況の確認) 第31条 部局長等は、その所管する行政財産の使用の許可の内容について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳に登録し、毎年一回、その許可に係る行政財産の使用の状況を実地について調査し、確認しなければならない。</p> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (借用財産) 第18条 部局長等は、所管事業にかかわる借地及び借家（借建物）の契約等を行ったときは、借用財産としてシステムを用いて借用登録を行うものとする。 (使用許可、貸付又は使用承認の状況) 第19条 部局長等は、使用許可、貸付又は使用承認を行ったときは、システムを用いて使用許可、貸付又は使用承認の情報を当該年度に登録するものとする。</p> <p>2 登録した使用許可、貸付又は使用承認の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。</p> <p>【公有財産事務の手引】 第2章 公有財産の取得 第3節 借用 府が行政遂行の手段として、他者の所有する財産（土地、建物</p>	<p>本件について、公有財産台帳に登録をした。 今後は、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理を行う。</p>
種別	許可数量	使用目的	使用料 (年額)	許可期間																																				
土地	1本	電柱	3,700円	H29.4.1～H34.3.31																																				
土地	1本	電話柱	1,500円	H30.4.1～H35.3.31																																				
建物	4台	自動販売機	71,960円	H28.4.1～H33.3.31 変更許可 H28.8.1～H33.3.31																																				
建物	82.71㎡	食堂	151,950円	H28.4.1～H33.3.31																																				
種別	所在地	借用数量	借用目的	借用料 (年額)	借用期間																																			
土地	貝塚市橋本684	30.28㎡	汚水放流管理設	48,640円	H30.4.1～ H35.3.31																																			

		<p>など)を許可又は契約(賃貸借契約、使用貸借契約)により借り受けることをいう。</p> <p>借用財産は、公有財産ではないが、借用財産の内容を明確に把握するためにも借用(物件)台帳を整備しておくこと。</p>	
--	--	--	--

監査(検査)実施年月日(委員:平成一年一月一日、事務局:平成30年12月19日)

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																																			
鳳高等学校	<p>下記の行政財産の使用許可について、公有財産台帳に登載がされていなかった。</p> <table border="1" data-bbox="566 569 1510 1152"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>許可数量</th> <th>使用目的</th> <th>使用料 (年額)</th> <th>許可期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地</td> <td>12本</td> <td>電話用本柱6本、 支線6本</td> <td>18,000円</td> <td>H30.4.1 ~H35.3.31</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>2本</td> <td>第1種電柱1本、 第3種電柱1本</td> <td>5,400円</td> <td>H30.4.1 ~H35.3.31</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>1.8㎡</td> <td>カーブミラー1基</td> <td>免除</td> <td>H30.4.1 ~H35.3.31</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>0.57㎡</td> <td>自治会掲示板1基</td> <td>免除</td> <td>H30.4.1 ~H35.3.31</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>1.8㎡</td> <td>災害時優先特設公 衆電話(卓上型2台 分)</td> <td>免除</td> <td>H30.4.1 ~H35.3.31</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>56.0㎡</td> <td>同窓会事務所</td> <td>免除</td> <td>H30.4.1 ~H35.3.31</td> </tr> </tbody> </table>	種別	許可数量	使用目的	使用料 (年額)	許可期間	土地	12本	電話用本柱6本、 支線6本	18,000円	H30.4.1 ~H35.3.31	土地	2本	第1種電柱1本、 第3種電柱1本	5,400円	H30.4.1 ~H35.3.31	土地	1.8㎡	カーブミラー1基	免除	H30.4.1 ~H35.3.31	土地	0.57㎡	自治会掲示板1基	免除	H30.4.1 ~H35.3.31	建物	1.8㎡	災害時優先特設公 衆電話(卓上型2台 分)	免除	H30.4.1 ~H35.3.31	建物	56.0㎡	同窓会事務所	免除	H30.4.1 ~H35.3.31	<p>検出事項について、速やかに公有財産台帳に登録するとともに、大阪府公有財産台帳等処理要領等に基づき適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【大阪府公有財産規則】 (使用状況の確認) 第31条 部局長等は、その所管する行政財産の使用の許可の内容について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳に登載し、毎年一回、その許可に係る行政財産の使用の状況を実地について調査し、確認しなければならない。</p> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (使用許可、貸付又は使用承認の状況) 第19条 部局長等は、使用許可、貸付又は使用承認を行ったときは、システムを用いて使用許可、貸付又は使用承認の情報を当該年度に登録するものとする。 2 登録した使用許可、貸付又は使用承認の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。</p>	<p>本件について、公有財産台帳に登録をした。 今後は大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理を行う。</p>
種別	許可数量	使用目的	使用料 (年額)	許可期間																																		
土地	12本	電話用本柱6本、 支線6本	18,000円	H30.4.1 ~H35.3.31																																		
土地	2本	第1種電柱1本、 第3種電柱1本	5,400円	H30.4.1 ~H35.3.31																																		
土地	1.8㎡	カーブミラー1基	免除	H30.4.1 ~H35.3.31																																		
土地	0.57㎡	自治会掲示板1基	免除	H30.4.1 ~H35.3.31																																		
建物	1.8㎡	災害時優先特設公 衆電話(卓上型2台 分)	免除	H30.4.1 ~H35.3.31																																		
建物	56.0㎡	同窓会事務所	免除	H30.4.1 ~H35.3.31																																		

監査(検査)実施年月日(委員:平成一年一月一日、事務局:平成30年10月1日から平成31年1月31日まで)

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																
<p>思斉支援学校</p>	<p>1 下記の行政財産の使用許可について、公有財産台帳に登録がされていなかった。 また、行政財産使用許可の申請内容と異なる内容で「行政財産使用許可書」を交付しているものがあった。(注1) なお、本件「行政財産使用許可書」は種別についても誤っていた。(注2)</p> <table border="1" data-bbox="492 695 1314 1524"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>許可数量</th> <th>使用目的</th> <th>使用料(年額)</th> <th>許可期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地</td> <td>8.88㎡</td> <td>災害用救助資機材及び 備蓄物資保管庫の設置</td> <td>免除</td> <td>H30.4.1～ H31.3.31</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(注2) 囲障 正) 建物</td> <td rowspan="2">0.54㎡</td> <td>(注1) 誤) 災害用救助資機材 及び 備蓄物資保管庫の設置</td> <td rowspan="2">免除</td> <td rowspan="2">H30.4.1～ H31.3.31</td> </tr> <tr> <td>正) 災害時避難場所案内板</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) ① 使用許可申請書の内容⇒用途：「災害時避難場所案内板」 0.54㎡ ② 使用許可書の内容⇒用途：「災害用救助資機材及び備蓄物資保管庫の設置」0.54㎡ ※ 申請内容と許可内容が相違。 (注2) 本件、「災害時避難場所案内板」は西門の門扉と一体となった</p>	種別	許可数量	使用目的	使用料(年額)	許可期間	土地	8.88㎡	災害用救助資機材及び 備蓄物資保管庫の設置	免除	H30.4.1～ H31.3.31	(注2) 囲障 正) 建物	0.54㎡	(注1) 誤) 災害用救助資機材 及び 備蓄物資保管庫の設置	免除	H30.4.1～ H31.3.31	正) 災害時避難場所案内板	<p>検出事項について、速やかに公有財産台帳に登録するとともに、大阪府公有財産台帳等処理要領等に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【大阪府公有財産規則】 (使用状況の確認) 第31条 部局長等は、その所管する行政財産の使用の許可の内容について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳に登載し、毎年一回、その許可に係る行政財産の使用の状況を実地について調査し、確認しなければならない。</p> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (借用財産) 第18条 部局長等は、所管事業にかかわる借地及び借家(借建物)の契約等を行ったときは、借用財産としてシステムを用いて借用登録を行うものとする。</p> <p>(使用許可又は貸付状況) 第19条 部局長等は、使用許可又は貸付を行ったときは、システムを用いて使用許可又は貸付情報を当該年度に登録するものとする。 2 登録した使用許可又は貸付情報の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。</p> <p>【公有財産台帳等管理システム操作マニュアル】 15.2 使用許可新規登録 ○使用許可の新規登録は、使用許可一覧画面の新規登録から行います。 ①使用許可を行う財産の種別(土地、建物、動産、無体財産権、工作物)を選択</p> <p>【公有財産事務の手引】 第2章 公有財産の取得 第3節 借用 府が行政遂行の手段として、他者の所有する財産</p>	<p>当該検出事項について、公有財産台帳に登録を完了した。 申請内容と異なる内容で、また、種別を誤って交付していた「行政財産使用許可書」は差し替えた。 今後、大阪府公有財産台帳等処理要領等に基づき、適正な事務処理を行っていく。</p>
種別	許可数量	使用目的	使用料(年額)	許可期間															
土地	8.88㎡	災害用救助資機材及び 備蓄物資保管庫の設置	免除	H30.4.1～ H31.3.31															
(注2) 囲障 正) 建物	0.54㎡	(注1) 誤) 災害用救助資機材 及び 備蓄物資保管庫の設置	免除	H30.4.1～ H31.3.31															
		正) 災害時避難場所案内板																	

囲障部分に設置されている案内板であることから、種別は「建物」とするのが正しい。

※ 思齊支援学校では、囲障は建物に含まれて財産登録されている。

2 下記の借用財産について、公有財産台帳に借用登録をしていなかった。

種別	所在地	借用数量	借用目的	借用料(年額)	借用期間
土地	旭区大宮5 大阪守口線高架下 (大阪市旭区大宮5丁目 11番7号地先)	639 ㎡	運動広場	無償	H30. 4. 1 ~ H33. 3. 31

(土地、建物など)を許可又は契約(賃貸借契約、使用貸借契約)により借り受けることをいう。

借用財産は、公有財産ではないが、借用財産の内容を明確に把握するためにも借用(物件)台帳を整備しておくこと。

監査(検査)実施年月日(委員:平成一年一月一日、事務局:平成30年11月6日)

対象受検機関	検出事項					是正を求める事項	措置の内容
光陽支援学校	下記の行政財産の使用許可について、公有財産台帳に登載がされていなかった。					<p>検出事項について、速やかに公有財産台帳に登録するとともに、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【大阪府公有財産規則】 (使用状況の確認) 第31条 部局長等は、その所管する行政財産の使用の許可の内容について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳に登載し、毎年一回、その許可に係る行政財産の使用の状況を実地について調査し、確認しなければならない。</p> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (使用許可又は貸付状況) 第19条 部局長等は、使用許可又は貸付を行ったときは、システムを用いて使用許可又は貸付情報を当該年度に登録するものとする。 2 登録した使用許可又は貸付情報の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。</p>	<p>本件について、公有財産台帳に登載した。 今後は大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理を行う。</p>
種別	許可数量	使用目的	使用料 (年額)	許可期間			
建物	0.21㎡	災害時特殊公衆電話	免除	H29.4.1～ H30.3.31			
土地	17.5㎡	災害用救助資器材及び備蓄物資倉庫	免除	H29.4.1～ H30.3.31			

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成30年11月29日）